

芝浦工業大学校友会 芝浦技術士会支部規約（改正）

（名称）

第1条 本支部は芝浦工業大学校友会に所属する「芝浦技術士会支部」と称する。

（目的）

第2条 本支部は、支部員相互の技術研鑽および親睦の向上を図り、芝浦工業大学校友会と、母校、芝浦工業大学の発展に寄与することを目的とする。

2.本会は芝浦工業大学校友会及び芝浦工業大学との情報交換を密接に行い、芝浦技術士会の保有する技術資源を活用して後輩の育成、社会貢献に資することを目的とする。

（支部員）

第3条 本支部員は、芝浦技術士会会員の内、校友会本部会員並びに次項に定める支部特別会員にて構成する。

2.校友会本部執行役員会 2025年3月26日答申に従い、支部特別会員は、校友会本部会員資格を有しないが芝浦技術士会会員資格を有するすべての会員について、本支部の権限にて支部特別会員に認定する。

（役員）

第4条 本支部には芝浦技術士会役員の内、前条の本支部員資格のあるものが務めることとする。

- ①支部長：芝浦技術士会の会長が務める。
- ②副支部長：芝浦技術士会の副会長が務める。
- ③理事：芝浦技術士会の理事が務める。
- ④監事：芝浦技術士会の監事が務める。
- ⑤支部選出の校友会幹事：支部長が兼務する。

2.前項の支部選出幹事は、校友会本部から選出依頼を受領次第速やかに届けるものとする。また、支部選出幹事の任期中に変更が生じた場合は、速やかに校友会本部に届出るものとする。

（役員の仕事）

第5条 第4条の役員の仕事は以下の通りとする。

- ①支部長：本支部を代表し会務を統括し、校友会本部の支部長会議等代表者会議に参画する。
- ② 副支部長：支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する。
- ③理事：本支部の企画・運営等業務全般を担い、理事会を構成する。
- ④監事：理事会の業務及び財務状況を監査し、総会にて報告する。

⑤支部選出幹事：当支部の代表として校友会本部の幹事会等に参画する。

(役員を選任、および任期)

第 6 条 役員は芝浦技術士会会則により選任されたものが、第 4 条に定める役職に就くものとする。

2. 役員を選任は本支部の総会（芝浦技術士会総会と兼ねて開催する）において選任するものとする。

3. 役員の任期は役員として選出された総会後から 3 年後の通常総会の日までとし、期中に就任した役員も同日までの任期とする。但し、再任は妨げない。

(支部総会・理事会)

第 7 条 支部総会は、年 1 回開催する定期総会と、理事会が必要と認めた場合に随時開催する臨時総会の 2 つとし、芝浦技術士会総会と兼ねて開催する。

2. 理事会は、芝浦技術士会理事会と兼ねて開催する。

(事業年度、会計年度)

第 8 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2. 本会の会計年度は事業年度と同様とする。

(会費)

第 9 条 支部員から徴収する会費は無料とする。

(予算および決算)

第 10 条 毎年度の予算は総会の議を経て決定する。決算は監査を経て総会の議を経て決定する。

2. 予算、決算は事業報告とともに支部員に公表する。

(校友会本部への報告)

第 11 条 支部規約の変更、支部役員の変更、総会開催の事前通知並びに「支部総会についての報告」(様式 2)(総会議事録添付)等について、遅滞無く校友会本部に届出るものとする。

(規約にない事項の決定)

第 12 条 本規約の規定にない事項については理事会が決定する。

(規約の変更)

第 13 条 本規約の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会における審議を経て総

会の議決により決定する。

附則

- 1.本規約は、本校友会支部（芝浦技術士会支部）設立の日（平成24年6月2日）より施行する。
- 2.本規約（一部改定）は、令和元年6月1日より施行する。
- 3.本規約（一部改定）は、令和7年6月14日より施行する。